

「滋賀県オープンファクトリー推進事業」参加事業者募集要項 （【A】大阪・関西万博関連オープンファクトリー）

1. 事業の目的

大阪・関西万博の開催を契機として、ものづくりへの関心が高まる中、県内中小企業（製造業）が行う“オープンファクトリー（普段見せることのない製造現場を公開）”の取組を後押しすることにより、企業や従業員の意識変革を促すとともに、企業の認知度向上を通じて、将来的な人材確保や地域産業の活性化につなげることを目的とする。

工場見学で生産現場の迫力を感じてもらふもよし、ワークショップを通じてものづくりの面白さに触れてもらふもよし、企業の皆さまの自由な発想と取組で、参加する子どもや若者たちに自社の技術や製品の魅力を伝え、ワクワク体験を提供してみませんか？
ぜひ一緒に滋賀のものづくりを盛り上げましょう！

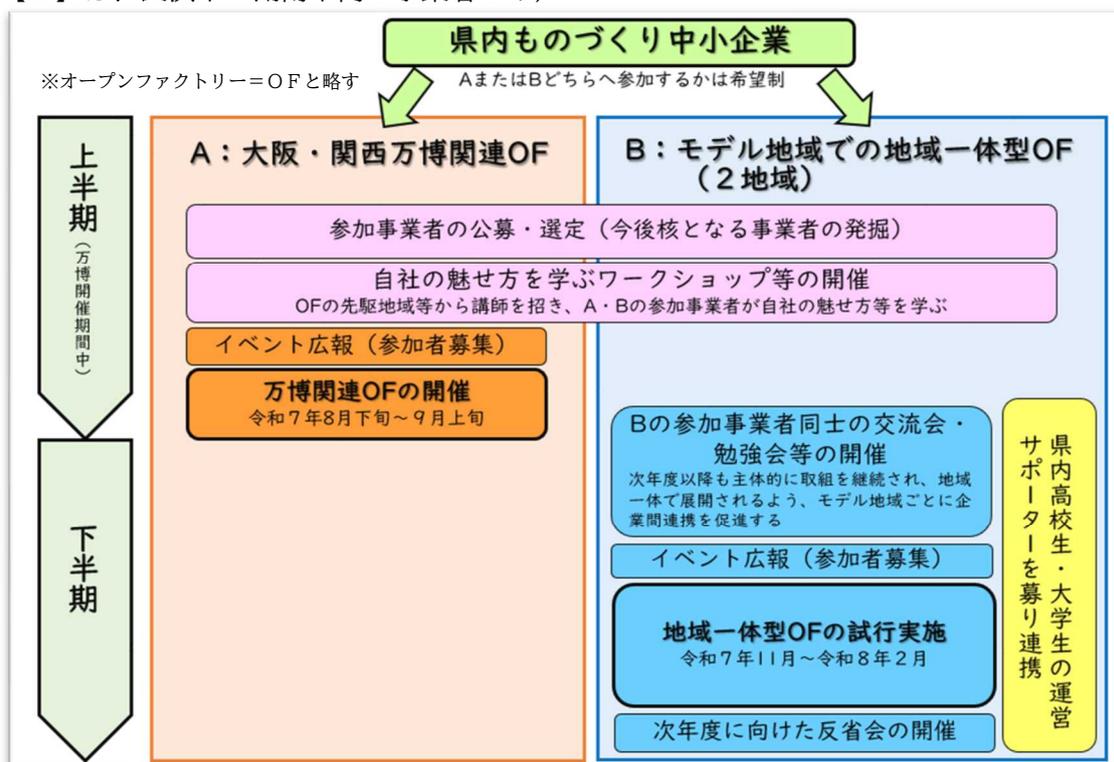
※オープンファクトリーに期待できる多様な効果

メディア等を通じた企業PRの場になる（知名度向上）／ご近所に工場を知ってもらう／人材確保につながる／新たな仕事（受注）につながる／社員教育の場になる／来場者の笑顔が見られる など

2. 「滋賀県オープンファクトリー推進事業」の全体概要

本事業では、小学生から大学生までを対象に、【A】大阪・関西万博の開催期間中に県内各所でオープンファクトリーイベント（現場見学+体験提供等）を開催するとともに、【B】モデル地域（長浜市・湖南市）を設定し、各市内の参加事業者が連携してイベントを企画・運営することで、次年度以降の地域一体型オープンファクトリーの継続実施につなげる。

※本事業は、上記【A】、【B】の2部構成となっており、参加事業者はいずれかのみ参加可能。（【B】は、長浜市・湖南市内の事業者のみ）



3. 【A】大阪・関西万博関連オープンファクトリーについて

【取組の概要】

ア 概要：大阪・関西万博の開催を契機として、ものづくりへの関心が高まる中、県全域を1つのパビリオンと見立て、小学生～大学生を対象に県内のものづくり企業において、現場でしか体感できないワクワクする体験（製造現場等の見学やものづくり体験）を提供する。

※県全体で開催することにより、県内においてオープンファクトリーの認知度向上や機運醸成を図る。

イ 開催場所：滋賀県内に事業所（工場）等を有する中小企業（製造業）8社程度

ウ 開催テーマ：以下①～⑤のような万博に関連したテーマや内容で、見学や体験を提供できることが望ましい。

①近未来技術

例) AI、ロボット技術、スマート工場、自動化技術、IoT（モノのインターネット）など

②サステナブル

例) リサイクル素材の使用や再生可能エネルギーの導入、廃棄物削減、環境に優しい製品やエネルギー効率の高い製造プロセスなど

③いのち（健康・医療・ヘルスケア）

例) 医療機器やヘルスケア製品、医療用ロボット技術、医療用部品や機器の製造プロセスなど

④文化との共創

例) 伝統工芸（陶芸、織物等）や地域資源を活用したものづくりなど

⑤その他万博のテーマ・趣旨に沿うものや万博に出展された技術等に関連するもの

エ 参加者：小学生から大学生まで ※小学生については、保護者同伴

オ 参加人数：1社あたり 20名程度（同伴する保護者を含む）

カ 開催時期：令和7年8月下旬から令和7年9月上旬まで

※開催曜日は、参加事業者の意向を踏まえ決定。

<開催イメージ> ※R7.9～10月の間は、県内で国スポ・障スポ開催のため、バス手配困難

開催時期	参加事業者数	実施回数	最大参加人数	形式
8月第4週目のうち1日	2社	1回	20	2社を巡るバス
8月第5週目のうち1日	2社	1回	20	ツアー形式
9月第1週目のうち1日	2社	2回	40（20名/回）	1社ごと※現地
9月第2週目のうち1日	2社	2回	40（20名/回）	集合解散形式
計 4日間	計 8社	計 6回	計 120名	

4. 参加事業者の要件（募集事業者数：8社程度）

参加を希望される事業者は、次のア～カのすべての要件を満たす必要があります。

ア 滋賀県内に事業所（工場等）を有する中小企業（製造業）であること。

イ 滋賀県内での開催が可能であり、かつ事業所内の見学やものづくり体験等が可能であること。

ウ 1回あたり20名程度の参加者受入れが可能であること。

エ 中小企業基本法に定める中小企業者、または一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等で表1に準じ各要件を満たす事業者。

表 1：中小企業基本法に定める中小企業者

業種	①または②のいずれかを満たすこと	
	①資本金の額 または出資の総額	②常時使用する 従業員
製造業	3億円以下	300人以下の会社 および個人

オ 次のいずれにも該当しないこと。（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）

- ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥ 参加申込時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者

カ 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 国および地方公共団体
- ② 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- ⑥ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- ⑨ その他、本事業の目的に照らして、不相当と事務局が判断する事業者

5. 【A】大阪・関西万博関連オープンファクトリーにおいて実施いただくこと

以下の内容をご確認、ご了解いただいたうえで参加申込願います。

(1) 実施内容

①参加事業者等向けワークショップ等への参加（6～7月）

- ・参加事業者が本事業の目的や趣旨の理解を深め、先駆的事例等から自社の魅せ方を学ぶための「参加事業者等向けワークショップ等」を開催しますので、ご参加ください。

②オープンファクトリーイベントの運営（8～9月）

- ・イベントでは、小学生から大学生を対象に、見学（製造現場の見学や展示、説明）の受け入れや、イベント参加者の理解を深めるための体験（作る、使う、試すなどのワークショップ）や実演（技術やサービスなどの実演）等を提供いただきます。
- ・上記3記載の万博に関連したテーマや内容で見学や体験を提供できることが望ましいです。
- ・実施コンテンツについては、各事業者が責任を持って実施することとし、安全を第一に十分な対策を講じていただくようお願いいたします。実施会場内において、万一事故やトラブルが発生した場合に備えて、イベント参加者にはイベント賠償責任保険等に加入いただきますが、補償に該当しない項目や上限額以上の補償はいたしません。
- ・イベント参加者の参加費は基本的に無料としますが、材料費等、最低限発生する経費分をもとに有料に設定することも可能です。
- ・ものづくりや事業者の魅力発信に関係のない営利目的のみでの販売は不可となります。
- ・体験等を提供するために要した材料費や必要な備品等レンタル費用（上限額／1社：材料費1万円、レンタル費1.5万円）は県が補助します。
- ・休業日に事業所を稼働する場合や運営に係る人件費等が発生した場合でも、県から費用の補助等は行いません。

（2）費用負担について

本事業への参加に係る負担金はありません。

本事業実施にあたり、滋賀県が費用負担するものは以下のとおりです。

- ・バス借上料（バスツアー形式の場合）
- ・体験等を提供するために要した材料費や必要な備品等レンタル費用（上限額／1社：材料費1万円、レンタル費1.5万円）
- ・参加者のイベント賠償責任保険料

※ただし、以下費用については、参加事業者の負担となります。

- ・ワークショップ等に参加するための交通費
- ・休業日に事業所を稼働する場合やイベント運営に係る人件費等
- ・上記「滋賀県が費用負担するもの」に該当しない費用

（3）その他

イベント周知や来場促進のためのチラシ等の制作、ホームページ、SNS等での情報発信に必要な参加事業者の情報提供や写真撮影等にご協力ください。県では、市町とも連携し、参加者募集などの広報を行います。参加事業者の皆さまにおかれましても積極的に周知をお願いします。

6. 応募・選考

【A】大阪・関西万博関連オープンファクトリーへの参加を希望される場合は、下記のエントリーフォームよりお申し込みください。

【応募受付期間】

令和7年4月11日（金）～5月16日（金）17：00まで

【エントリーフォーム】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys-alias/of2025-expo>



応募多数の場合は、厳正な書類審査等により参加事業者を選考します。

なお、採否の理由に関するお問合せには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

【選考結果】令和7年5月下旬頃に選考結果を電子メールにて通知します。

7. 今後のスケジュール

4月11日～	参加事業者の募集 ※～5月16日
5月下旬	参加事業者の決定
6月～7月	参加事業者向けワークショップ等の開催（1回程度）
8月～9月	大阪・関西万博関連オープンファクトリーイベントの開催

8. お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部商工政策課企画調整係

電話 077-528-3712

Eメール fa0001@pref.shiga.lg.jp